「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に

基づく体制整備等に係る文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学の取扱方針について

平成25年3月1日

１． 目 的

文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学における公的研究費の適正な運営及び管理を行うために、必要な事項を定める。

２． 対象となる公的研究費

科学研究費補助金など、文部科学省等の競争的資金等とする。

３． 最高管理責任者

本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者は、学長とする。最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

４． 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ統括管理責任者は、事務局長とする。

５．部局責任者

　競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとして経理課長をもって充てる。

６． 事務処理手続き

公的研究費の事務処理手続きについては、学校法人宇都宮学園経理規定に準じ、研究者及び事務職員に周知するものとする。

７． 事務処理手続き相談窓口

公的研究費の事務処理手続き相談窓口、申請事務手続き、経理事務手続きについては経理課とする。

８． 不正防止計画推進部署

不正防止計画の推進部署は、総務課をもって充てる。

９． 不正防止計画

不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

１０． 公的研究費の適正な運営・管理

公的研究費の執行状況管理及び支出管理は、経理課が行うものとし、研究者の旅費及び研究補助に係る謝金等の実施確認を徹底する。納品検査に関しては、総務課が行うこととする。

１１． 不正な取引に関与した業者の処分方針

不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

１２． 公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口

公的研究費の使用に関する大学内外からのルール等の相談窓口は、経理課とする。

１３． 通報（告発）受付窓口

公的研究費の不正使用に関する大学内外からの通報受付窓口は、総務課とする。総務課は、不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者へ報告するものとする。

１４． 通報者の保護及び秘密保持

通報を知る立場にある者は、通報者が特定されないように適切な措置を講ずるとともに、通報者に不利益が生じないよう配慮するものとする。また、通報内容等が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

１５． モニタリング及び内部監査

公的研究費の執行に係るモニタリング及び内部監査は、財務状況に関する経理監査及び不正防止のための体制検証を含むものとし、次のとおり実施する。

（１） 経理監査は法人本部事務局が行うこととし、不正防止計画推進部署である総務課と連携して研究活動等の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査及び検証を行う。

（２） 経理監査以外の監査は、防止計画推進担当である総務課が行うこととし、大学全体の視点から研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて改善を重視したモニタリング及び監査を行う。